

○財務省告示第八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二五トン
四	二六、一三・一トン
五	一、五六・四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
四二二トン	一、〇七四トン	一五、一八一トン	一四四、三九八トン	一二、五〇六トン	四六七トン	五六一、二九七トン	一、一八二、六九二トン	五、六八七、七六五トン	七三、一九三トン	一〇、八〇三トン	七、一五二トン	三九、三五七トン	一二トン	一九トン	一〇トン

二九	五五八トン
二八	三トン
二七	一四、〇六七トン
二六	四、七〇六トン
二五	〇トン
二四	二〇トン
二三	五、七二六トン
二二	七一三トン
二一	二二、六〇四トン